

社会福祉法人周陽会 役員等の費用弁償規程

〔平成10年11月25日（制定）〕	〔平成12年5月29日（一部改正）〕
〔平成15年1月29日（一部改正）〕	〔平成16年3月28日（一部改正）〕
〔平成19年12月13日（一部改正）〕	〔平成21年3月17日（一部改正）〕
〔平成28年5月23日（一部改正）〕	〔平成29年5月26日（全部改正）〕

（趣 旨）

第1条 この規程は、社会福祉法人周陽会（以下、「本会」という。）の定款第23条の規定に基づき、理事、監事、第三者委員、評議員選任・解任委員（以下、「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（報 酬）

第2条 役員等が、その職務のため、理事会及び第三者委員会、評議員選任・解任委員会（以下、「理事会等」という。）に出席したときは、報酬として次に掲げる各号のとおり日額を支給することができる。

- （1）理事会等の開催時間が4時間未満の場合、日額5,000円
- （2）理事会等の開催時間が4時間以上8時間未満の場合、日額10,000円
- （3）理事会等の開催時間が8時間以上の場合、日額15,000円

（費用弁償）

第3条 役員等が、その職務のため、理事会等に出席したとき、又は本会の目的を達成するための職務に従事したときは、社会福祉法人周陽会職員就業規程施行細則を準用し、旅費を支給することができる。

2 役員等の日当及び宿泊費は以下に掲げる各号のとおりとする。

- （1）日当は、一日につき2,800円
- （2）宿泊費は、一日につき13,900円

3 役員等が理事会等に出席したときは、前項第1号の日当は支給しない。

4 役員等が理事会等に出席したときの交通費の上限は、社会福祉法人周陽会職員給与規程施行細則別表6-1の通勤距離（片道）2km以上5km未満の額を上限とする。

5 本会の目的を達成するため、理事長の委嘱を受けた者、又は理事長が特に認めた者に対して、本会予算（本部区分）の範囲内において前各項に基づき費用弁償することができる。

（報酬等の支給方法）

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本会の指定する金融機関の本人名義の口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成11年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年5月29日から施行する。ただし、第3条の別表第2は平成12年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

別表2-1 役員等報酬表嘱託医を削除。

附 則

この細則は、平成29年5月26日より施行する

別表2-1 役員等報酬表及び別表2-2 役員費用弁償表を削除。